AMCoR

Asahikawa Medical University Repository http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/

日本医事新報 (2015.8) 4765:49.

差分解説 [衛生・公衆衛生学] 「ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理指針」への統合

西條 泰明

■衛生・公衆衛生学

「人を対象とする医学系研究に 関する倫理指針しへの統合

2015年4月より、これまでの「疫学研究に関す る倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」が統

合され、「人を対象とする医学系研究に関する倫

理指針 11 に基づいて行うことが求められている。

主な変更点では、「侵襲」がかなり明確に定義さ れた。「精神的侵襲」への言及がなされ、「研究目

的に造影剤を使うMRIを施行!も侵襲と定義され た。インフォームド・コンセントを受ける能力を

欠くと客観的に判断される研究対象者(小児な

ど) に対し、その理解力に応じたわかりやすい言 葉で説明をするインフォームド・アセントも規定

されている。近年のデータの信頼性に問題のあっ た大規模臨床試験の事例の影響と考えられる特に 注目すべき点は、侵襲のある介入研究にモニタリ

ング(研究者によるデータなどの定期的な確認)が 義務化され、必要に応じて監査(信頼性確保のため の研究から独立したものによる調査)を行うこと

が求められるようになったことである(施行は 2015年10月から)。 そのほか、改めて利益相反を正しく開示して、 研究計画書に記載し対象者へ説明することや. 介

入研究はデータベース登録が求められていること はこれまで通りである。なお、研究目的でない純

粋に患者への医療として行う場合は本倫理指針の 適用外となるが、保険適用外の治療などでエビデ ンスが不十分な場合には、客観的な立場の倫理審 香を受けて行うなどの配慮が必要と考える。また、

再生医療新法により、自由診療においても法律で 定義される再生医療はすべて審査が必要となる。

【文献】

1) 文部科学省,厚生労働省:人を対象とする医学系研究 に関する倫理指針ガイダンス. 2015.

【解説】

西條泰明 旭川医科大学健康科学講座地域保健疫学教授